

令和4年10月21日(金)
第2回庁舎建設委員会資料

基本構想（案）に関する補足事項

この補足事項は、令和4年8月1日に議会に対して実施した「奥多摩町庁舎建設に係る説明会」において提示した資料です。

基本構想（案）に関する補足事項について

建設候補地等につきましては、「奥多摩町役場庁舎建設基本構想（案）」に記載してございますが、より具体的な事項及び町の考え方を下記のとおり補足させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

（１）建設地の選定方針についての補足事項

- ① 建設候補地選定の前提といたしましては、基本構想（案）の８ページにもありますように、地方自治法の規定…「住民の利用にもっとも便利であるよう、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮義務あり」…に基づき、選定を行っております。
- ② 議員各位からは、古里地区での建設候補地の検討についてのご意見もいただいておりますが、小丹波地内には、古里出張所、子ども家庭支援センター、文化会館（図書館）、古里診療所、給食センター、シニア筋力トレルーム（にっ古里）そして古里小学校（町民プール）など複数の公共施設があり、周辺自治会を含む住民に対して、現時点におきましても、一定の公共サービスを提供していると考えております。
- ③ 仮に結節点ではない古里地区に庁舎を建設する場合、氷川地区および小河内、日原地区住民へのサービス低下や反発につながらないか。また、この場合サービス低下を招かないためには、氷川地区における出張所的な公共施設を整備する必要がありますが、これは二重投資となり、財政負担が増すとともに、他の官公署との関係等について適当な配慮が払えなくなります（地方自治法

の規定に反します)。

- ④ また、仮に古里地区に庁舎移転をする場合、町職員（福祉保健課等含む）約100名も移転することになりますが、氷川地区の飲食店や商店あるいは旅館等（行事、懇親会で使用）に経済的な打撃を与えることは十分に想定でき、商店街等からの反発もあり得ると考えられます。
- ⑤ 古里地区を検討する上では、面積要件等から町が今後取得を予定している丹三郎の土地が考えられますが、この用地につきましては、3月の議会全員協議会等で若者定住推進課から説明がありましたように、定住推進のための活用を予定しており、地元自治会や地権者との交渉も定住推進用ということで協力をいただき一定の理解を得ております。このため、目的を変更することは、地元自治会、地権者及び協議を重ねてきた東京都に対しても好ましいことではありません。また、アクセスにつきましては駅から遠く、古里地域以外の住民が利用する場合に不便であり、難しいと考えます。
- ⑥ なお、町が示す候補地は、前町長の時代から検討を進めているもので、当時においても、氷川地区から庁舎を移転することは困難との見解があったとともに、奥多摩町の地形では、ゼロベースから住民等を含めた建設委員会での候補地検討は、現実的ではないとの見解を持っていられました。このため、基本的な考えを一定の時期に町から示すのが良いのではないかとの見解を持っておられ、実際に町議会定例会においても同様の発言をされてきました。
- ⑦ こういった経緯に沿って、事務方も数年にわたって調査検討を進めてきたのであり、その上で奥多摩駅東側候補地の地権者（奥多摩工業および隣接地権者）にも交渉を行い、用地買収等について内諾を得たところであります。

(2) 住民の意見聴取についての補足事項

- ① 基本的には、基本構想（素案）を公表するとともに、それに対する住民意見（パブコメ）を求めることを考えており、その意見は、建設委員会の中で反映できるところは反映させていただき、その後の基本計画策定に活かしてまいりたいと考えております。なお、基本計画策定時にも、一定の段階で住民意見（パブコメ）を求める考えでおりますので、計2回のパブリックコメントを実施する予定でおります。
- ② 住民意見を求める方法は、町広報や町ホームページあるいは防災無線放送を通じて周知を図りたいと考えております。なお、提出方法はメールによるものと紙によるものを考えております。住民へのアンケートや説明会については、これまでに町が実施した状況等（回答率が低いなど）から想定しておりますが、建設委員会等での検討状況について、必要な情報提供を行っていくことで対応したいと考えております。
- ③ なお、建設委員会の構成は、議会及び住民からの代表者もあり、各委員からの意見を尊重しつつ、また、いただいたパブコメも参考にしながら、計画策定に活かしてまいりたいと考えております。